

3. 実現に向けた取り組み施策

緑の将来像の実現に向けて、都市の現況や問題点、課題、また市民の緑に対する意向などを踏まえ、これからの緑のまちづくりにおける基本方針を次のように設定します。

◇緑のまちづくりの基本理念◇

理念1 地域の“たから”を活かす

理念2 緑を育み、都市と自然が共生するまちをつくる

理念3 環境に配慮したまちをつくる

理念4 ゆとりや安心感を感じられる生活空間をつくる

理念5 緑の担い手をつくる

緑の将来像

『誇れるたから』をみがき、こころが育む“みどりの舞台”

◇緑のまちづくりの基本施策◇

松山らしさを

取組1：みどりの創造 ～緑にあふれ、心が和むまちづくり～

取組2：みどりの保全 ～緑を守り、未来につなぐまちづくり～

取組3：みどりの育成 ～みんなで育む、緑のまちづくり～

3-1 みどりの創造に関する施策

本市では、中核都市として多くの都市機能の集積が進み、生活の豊かさや利便性は大きく向上しています。しかしその一方では、まちなかの緑が減少し、生活におけるうるおいや安らぎが失われています。また、地球温暖化など世界的な環境問題に対しても、環境に配慮した都市であることが求められています。

このため、都市機能の整備と自然環境との調和を図りながら、公園や緑地の保全や新たな創出、また、まちなかの緑化を進めるなどにより、うるおいのあるまちづくりを目指します。

◆みどりの創造における取り組み施策◆

主な取り組み		具体的な取り組み施策
①都市公園等の整備	都市公園等の維持・更新及び新規整備	<ul style="list-style-type: none"> 公園の再整備の推進（リフレッシュ事業等による既存公園の質的向上） 災害に強い公園づくり 住区基幹公園の整備推進 多機能な公園・緑地の整備（防災・環境面等に資する公園） 市街地整備等と併せた広場等オープンスペースの確保
	緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 緑道（散策道など）の整備 既設道路の緑化の推進 街路整備と併せたポケットパーク整備 歩行者空間や自転車通行空間の整備
	まちなみ整備等と合わせた緑地の創出	<ul style="list-style-type: none"> 面的整備事業に伴う公園・緑地等の整備 景観整備事業に伴う修景緑化 道路整備に伴う沿道の修景緑化
	緩衝緑地の整備・創出	<ul style="list-style-type: none"> 緩衝機能を有する緑地の保全（法的規制） 工場地の緑化の促進、外縁部への緩衝緑地の整備 延焼防止機能を有する街路樹の設置
	水辺緑地の創出	<ul style="list-style-type: none"> 河川緑地や親水公園の整備推進と既存公園の適切な維持管理 散策道やサイクリングロードなどの整備 河川改修における自然に配慮した多自然工法による整備の推進 遊水池など浸水空間の保全
②緑化の推進	公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅のオープンスペースにおける緑化推進 公民館等のコミュニティスペースの緑化推進 文化・教育施設、官公庁施設の緑化推進 緑の学校づくり
	民間施設等の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の緑化推進（生け垣、ベランダ等の緑化） 空地の緑化推進 施設の壁面緑化や屋上緑化の推進 外周緑化の推進 緑化協定締結などの推進
	道路緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 既設道路の沿道緑化の推進と適切な維持・管理の実施（補植、再整備） 道路整備に伴う緑化推進 街路整備と併せたポケットパーク整備 避難路や延焼防止帯としての植栽・植樹

(1) 都市公園等の整備

①整備目標

◇◇地域性や利用ニーズに対応しながら公園の質的向上を目指します◇◇

○施設の老朽化や利用者の多様なニーズ、また、すべての人に配慮したユニバーサルデザインに対応するために、既存公園の再整備を進めるとともに、利活用の促進を図ります。

○地域の自然や文化を取り入れた公園や観光・地域振興に寄与する公園、防災機能に配慮した公園など、地域の特性や目的、機能などに特化した特色ある公園の整備や再整備を推進します。

これまで、地域への公園サービスの充足を目指して、新規の公園設置を主体とする整備を進めてきました。しかしながら、住民ニーズの変化や既設公園の維持管理に要する費用の増加、さらに財政上の制約などにより、従来のように新規公園整備を推進することは困難な状況となっています。

このため、今後は、既存公園の再整備などを主体とした取り組みを進めることにより、住民ニーズに対応し、利用満足度を向上させるよう、公園の「質的向上」を目指すこととします。

また、誰もが身近に公園サービスを楽しむことができるように、公園が未整備の地域に優先的に配置するなど、適正な配置バランスを考慮した整備を進め、将来的には1人あたりの公園面積が10㎡となることを目指していきます。

②整備方針

1) 身近な公園の整備

子どもの遊び場や地域のコミュニケーション活動、憩いの場、また災害時における避難場所として、誰もが自由に利用できる街区公園・近隣公園・地区公園など身近な公園の整備を推進します。

特に、避難所としての公園が不足している地域においては、適正な配置に努め、優先的に整備を推進していきます。

また、すべての人に配慮したユニバーサルデザインの考え方にもとづき、バリアフリー化などを進めるとともに、防犯対策など公園内での安全性の確保にも配慮した整備を促進していきます。



～街区公園～

2) 緑の拠点となる公園の整備

城山公園や松山総合公園など、緑の拠点として市民の多様なニーズに対応できる都市公園については、整備を促進するとともに、適切な維持管理や保全を図ります。

また、広域的なレクリエーションニーズに対応できる公園について、山地や河川、景勝地など豊かな自然環境を活用する形での整備を検討します。



～城山公園(堀之内地区)～

3) 災害に強いまちづくりに向けた防災機能の充実

災害発生時に、地域の防災拠点として「松山市地域防災計画」に位置づけられた公園については、食料や医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の整備など、防災機能の充実を図ります。

4) 利用しやすい公園づくり

既存の公園については、住民ニーズを踏まえながら、バリアフリー化や遊具の安全点検の実施、施設の長寿命化計画の策定などに取り組むとともに、防犯対策にも配慮し、安全で誰もが利用したくなる公園環境づくりに向けた再整備を推進します。

5) 生活環境向上に向けた緑地の整備

臨海部周辺は、一部に住工混在地域が形成されており、災害の防止や住環境の向上を図るために、工場地内の緑化を促進するとともに、外縁部への緩衝緑地を整備します。



～工場地外縁の緑地～

6) 緑のネットワークの形成

都市公園や地域の自然・歴史・文化資源など緑の拠点を結ぶ緑のネットワーク(=回遊路)の整備を推進します。また、回遊路上には休憩や案内空間としてのポケットパーク等の設置も併せて検討します。



～ポケットパーク整備～

7) 住民との協働による公園づくり

公園の整備や再整備にあたっては、ワークショップ等を通じて住民ニーズを反映していきます。また、公園の維持管理について、住民との協働による仕組みづくりを検討していきます。

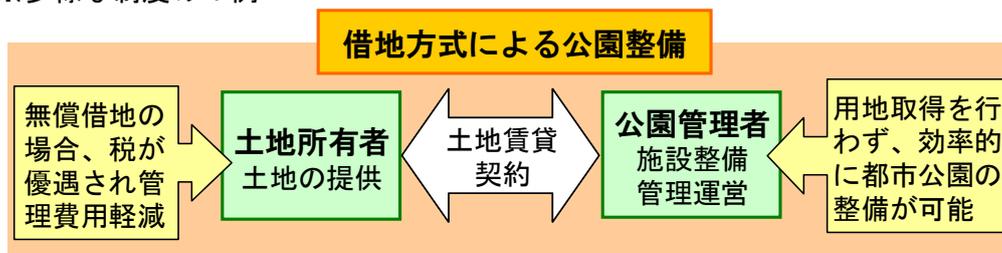


～公園づくりのワークショップ～

8) 多様な制度の活用による公園整備

公園の計画がなされていない地域や公園用地の取得が困難な地域においては、市民緑地制度や借地公園制度、立体都市公園制度等を活用しながら、整備を検討していきます。

※多様な制度の1例



～借地公園制度による整備イメージ～

③長期未着手公園・緑地の見直しについて

都市計画決定済の公園の中には、計画決定されて以降、未だ整備が行われず、未整備となっている公園があります。これらの公園は、社会的ニーズや住民ニーズの変化などにより、整備の必要性や実現性について、再検討を行うことが必要となっています。

このため、都市公園について、住民ニーズや公園の誘致圏・サービス圏の状況、避難場所としての必要性など多角的な視点から、公園の必要性や整備実現性などを考慮しながら、見直しを行い、新たな整備計画を策定し、整備を推進するものとします。

(2) 緑化の推進

①公共公益施設等の緑化

1) 都市公園の緑化

都市公園については、公園管理協力会などと協働で、公園内の緑を増やす取り組みを進めています。今後も、市民や各種団体との協働・連携を進めながら、都市公園の有するレクリエーション機能や防災、景観機能等を考慮しながら、次の方針により緑化を推進していきます。

都市公園の緑化 および再整備



- ・公園の新設・再整備による緑化
- ・周辺の自然環境に配慮した緑化
- ・景観や防災性に配慮した緑化
- ・地区の特色に応じた質・密度の高い緑化
- ・緑化の推進と、適切な維持管理の実施

○住区基幹公園については、周辺の住宅等の立地状況を踏まえながら、一次避難地としての防災機能を高めるために、難燃樹木（常緑樹木）による緑化を推進します。

また、近隣公園や地区公園については、防災機能の向上に向けた緑化とともに、地域の緑の核としての役割も担うことから、松山市都市緑化基金等との連携を図りながら、緑の育成の場として街の樹木や花による緑化を進めていきます。

○都市基幹公園である松山総合公園や中央公園については、周辺の植生や自然環境に配慮しながら緑化を進めるとともに、外周部の難燃性の常緑樹木による緑化を進めるなど、広域避難地として、防災機能を高めていきます。

○城山公園については、丸之内地区の自然環境との調和に配慮しながら、整備を進めていきます。

○石手川や重信川については、山と海を結ぶ水と緑の軸としての機能を維持するために、生物多様性にも配慮しながら、多自然工法を取り入れた整備による親水化を促進します。

○緩衝緑地となる弁天山緑地については、果樹畑など周辺環境に配慮しながら、緑化を推進します。

○松山空港周辺等、都市の玄関口と位置づけられる地区の緑地については、地域の特色に配慮した植栽や景観、樹木を取り入れるなど、質・密度の高い緑化を推進します。

2) 道路の緑化

都市内の軸となる緑として、また、緑のネットワークを形成する緑地として、次の方針により緑化を推進します。

道路の新設に伴う緑化および既設道路の緑化

- ・新規道路整備にともなう緑化
- ・残地の活用によるポケットパーク等の創出
- ・緩衝帯としての緑化
- ・地区景観や防災性に配慮した緑化
- ・街路樹・植栽等の適切な維持管理の実施

- 松山環状線や国道、都市計画道路等の幹線道路、および工業地帯との緩衝地帯となる道路の整備においては、道路空間の積極的な緑化を推進します。
- 緑化に際しては、道路の機能に加え、避難路や延焼遮断帯など防災機能を考慮した整備を進めていきます。
- 道路整備において生じた残地については、道路空間における環境施設帯として、また、緑のネットワークにおける中継点として、歩行者の休憩所等を創出していきます。
- 松山駅前や松山市駅前など、市の玄関口として位置づけられる地区の幹線道路整備においては、地域の特色や周辺の景観に配慮した緑化を推進します。
- 緑のネットワークを形成する道路や、遊歩道、サイクリングコースとして利用される道路については、安全性や快適性に配慮しながら緑化を推進します。

3) 河川・水辺の緑化

河川・水辺空間については、関係機関との連携を図りながら、次の方針により緑化を推進します。

河川・水辺の緑化

- ・多自然工法など環境に配慮した河川整備
- ・親水空間の創出・緑化の推進
- ・泉等の公園化による緑化の推進

- せせらぎ公園など水辺等の整備を推進していきます。
- 市街地内を流れる河川については、堤防上の遊歩道や未利用地を活用したポケットパークの設置や緑化、親水空間の整備を進めるとともに、河川内の美化・浄化への取り組みを促進し、河川環境の維持に努めます。
- 市街地内のため池については、防災面にも配慮しながら保全に努めるとともに、その利活用について、検討していきます。

4) 官公庁施設の緑化

官公庁施設は、みどり豊かなまちなみ形成におけるみどりの核となる施設として、次の方針により緑化を推進します。

官公庁等施設の 緑化



- ・拠点施設としてのシンボル植樹、外周・外壁の緑化
- ・プランターによる窓辺の緑化

○官公庁施設は、市民と行政の交流の場となることから、地域特性を考慮したシンボル性や防災機能にも配慮しながら、敷地内の緑化や外周緑化、シンボル植樹などを推進します。

○小規模な花壇や緑のカーテンなどによる窓辺の緑化を進め、施設に対する親しみやすさとともに、みどりのまちなみを形成するみどりの要素を創出していきます。

○中心市街地の施設については、みどり豊かなまちなみの形成の中核となる施設として、地域のシンボリックな樹木や植栽に配慮した緑化を推進します。

5) 教育施設の緑化

小学校等の教育施設は、地域の核となるオープンスペースであるとともに、災害時に避難所として利用されることから、関係機関と調整・連携を図りながら、次の方針により緑化を推進します。

教育施設の緑化



- ・学習の場にふさわしい緑化の推進
- ・地域コミュニティの形成の場としての緑化の推進

○地域コミュニティ形成の核となる施設であることから、緑に囲まれた教育環境を創出していきます。

○PTAや地域全体で子どもに優しい、学校の運動場の芝生化を目指します。

6) その他公共公益施設

その他公共公益 施設の緑化



- ・大規模オープンスペースの緑化推進
- ・空港、港湾周辺の緑地創出

- 下水処理施設等の大規模なオープンスペースを有する施設については、上部利用を含めた積極的な緑化を進めていきます。
- 空港周辺は、騒音対策等周辺の生活環境の確保に配慮しながら、緑化を進めていきます。
- 埋め立て地については、景観や防災機能等を考慮しながら、港湾緑地等の計画的な整備を推進していきます。

7) 緑化の推進と適切な維持管理の実施

みどり豊かなまちを形成していくためには、まちの緑化を積極的に推進するとともに、それを適切に維持管理していくことが重要です。維持管理にあたっては、行政だけで全てを行うことは困難であり、住民の方の協力が必要不可欠です。

このため、都市公園や街路樹、植栽・花壇などの維持管理について、行政と住民が協働し、また、連携しながら実施できるような体制や支援づくり、そして、住民の参画を促す取り組みを、積極的に進めていきます。

②民有地の緑化

民有地の緑化については、市民や企業の理解と協力を得ながら、協働と連携により緑化を進めていきます。

1) 住宅地

住宅地のみどりは、まちなかの緑の多くを占める重要な要素となっています。人々の安全で快適な生活環境を形成するために、住民の理解と協力を得ながら、緑化協定や緑化基金等の制度を活用しながら、取り組みを進めます。

○個人の庭や生け垣等について、自治会などを通じ、住民の理解と協力を得ながら、緑化協定や緑化基金制度を活用し、緑化を促進していきます。

○地球温暖化防止にも寄与する身近な取り組みとして、緑のカーテンづくりを推進していきます。

○マンション等については、玄関や駐車部の空地のほか、ベランダや屋上等の修景緑化を促進していきます。

○宅地開発等に合わせて地区計画等を策定するなどにより、計画的に住宅地内の緑化を誘導するなど、みどり豊かなまちなみ景観の創出を促進します。



～緑のカーテン～

2) 商業地

商業地については、次の方針により緑化を進めるものとします。

○商店街等の理解と協力を得ながら、店舗のプランター緑化や花壇緑化を促進します。

○ビルの建て替えや、建物の高層化の際に、建物のセットバックを誘導するなどにより、空地を確保し、緑化を促進します。

○ビル等の壁面緑化や屋上緑化を促進します。

○まちかどの小規模な未利用地については、ポケットパーク等への活用を図るなど、緑化を促進します。



～商業施設内の緑化～

3) 工業地

工業地については、周辺的生活環境に対する緩衝機能を高めるために、工業施設側の協力を得ながら、環境・景観・防災面等に配慮し、次の方針により緑化を進めていきます。

○工業地周辺の居住環境等の向上を図るために、修景的な緑地を整備します。

○騒音や振動などの公害、また災害の拡大を防止するために、敷地内の外周部において難燃性の常緑樹木などにより緩衝地となる緑地を整備します。



～工場地の緑化～

4) その他

大規模なオープンスペースを有する民間施設については、緑化基金等を活用しながら積極的な緑化を促進していきます。また、外周部における難燃性の常緑樹木による緑化や花壇の設置を促進していきます。

(3) 緑化の推進を図るための制度運用の方針

都市内の緑化の推進を図るためには、都市公園や緑地の整備、公共公益施設の緑化を進めるとともに、市民や土地所有者の理解と協力を得ながら、民有地の緑化も併せて進める必要があります。

このため、緑が不足している地区や良好な環境を形成するために、緑化を進める必要がある地区などについては、緑化地域制度の活用や、緑化重点地区の指定について検討しながら、緑化を推進することとします。

① 緑化地域に関する方針

市街地などでは、空地や未利用地が少なく都市公園等により緑を確保することが困難となっています。このため、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要があると考えられる区域については、「緑化地域」の指定について、今後、調査・検討を行い、市街地の緑化を推進していきます。

◆ 緑化地域 ◆

- ・ 用途地域が指定されている区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域を対象として、一定規模以上（原則 1,000 m²以上）の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。

② 緑化重点地区に関する方針

緑化重点地区は、都市のシンボルとなる地区や緑化に関して意識が高い地区などを対象として、緑地協定や市民緑地制度の活用、地区計画等による緑化率規制、緑化施設整備計画の認定などの施策を推進し、重点的に緑地整備や緑化を図ることを目指した地区です。

松山市ではこれまで、松山総合公園、城山公園、道後温泉および松山駅周辺を含む松山環状線内の地区を緑化重点地区の対象として、各種事業や取り組みを進めてきています。

これらの地区については、松山市のシンボルとなる地区であることから、引き続き、「緑化重点地区」として重点的に緑化を推進するための施策や取り組みを進めていくものとしします。

また、市全体でみどり豊かなまちづくりを進める観点から、地域別に緑のまちづくりについての方針を定め、緑化に関する取り組みを積極的に進めていくものとしします。

3-2 みどりの保全に関する施策

本市は高次の都市機能が集積される一方で、まちの周囲には山の斜面や河川の緑地など、市民の心のよりどころとなる豊かな緑が多く残っています。

これらの緑は、人々に安らぎやうるおいを与えるだけでなく、様々な生物の生育・生息の場としてその生態系を守り、また、治山・治水など都市災害の拡大を防止するなど、様々な機能を担っていますが、一方で、都市化の進行や維持・管理の困難さなどから、これらの緑は減少しています。

このため、これらの市民の共有財産として、また、次世代に引き継ぐべき財産として、維持・保全を図ることにより、自然の営みを感じながら生活できる都市の形成を目指します。

◆みどりの保全における取り組み施策◆

主な取り組み		具体的な取り組み施策
みどりの 保全	水辺や森林の維持・保全	・法規制や条例等による保全
	貴重な樹木・樹林地、歴史・文化的な緑地の保全と活用	・自然環境保全条例による景観樹林保護地区等の指定検討 ・樹木等の維持・管理の充実 ・道後公園及び周辺の再整備 ・文化財周辺緑地の管理充実
	貴重な生態系の保全	・法規制による保全 ・ビオトープや生息地の維持・保全
	農地の維持・保全	・法規制による保全 ・遊休地などの市民農園化の推進
	斜面緑地の維持・保全	・法規制による保全 ・急傾斜地保全対策事業の推進
	社寺境内樹林地、保存樹等の保全	・自然環境保全条例による景観樹林保護地区等の指定検討

(1) みどりの保全に関する方針

①地域制緑地の保全

都市の骨格を形成する緑である山地や森林、市街地周辺の斜面緑地や農地、市街地内に点在する樹林地について、個々の特性に応じて保全を図っていきます。

◆山地・森林の保全

市街地の後背に広がる山地、また、瀬戸内海国立公園や奥道後玉川県立自然公園などと一体となった森林の保全に努めます。

特に、貴重な生態系や重要な動植物を有する森林、また、都市環境の形成上重要な森林などについては、特別保全緑地地区や風致地区などの指定について、検討を行っていきます。



～瀬戸内海国立公園～

◆斜面地等の緑地の保全

市街地の外郭を形成する斜面緑地は、一部が風致地区に指定されるなど、松山らしい景観を形成する重要な緑地であることから、積極的に保全を図ります。

特に、都市景観の形成や防災の観点から重要な緑地については、風致地区の指定など法的な規制の実施による、緑地保全について検討を行っていきます。

◆農地の保全

農業振興地域整備計画において農用地区域に指定されている優良農地や、まとまりのある農地などについては、市街地の進展や農業生産基盤の維持などとの調整を図りながら、緑の資源として保全に努めます。

一方、農地が持つ多様な機能を最大限に発揮させるためには、保全とともに活用していくことが重要です。このため、関係機関と連携しながら、地域農業の担い手の育成や支援に努め、農地の有効利用を図ります。



～市民農園での野菜栽培～

また、耕作放棄地については、農地の適正な利用を促進し、有効利用を図ります。

◆河川等水辺の保全

石手川や重信川は、人々の憩いの空間であるとともに、多様な生物の生息空間ともなっています。このため、河川環境の保全に努めるとともに、美化、浄化など市民との協働による取り組みを推進していきます。

また、河川改修等においては、多自然工法による整備など、自然環境に配慮していきます。



～石手川～

◆開発等の適正な誘導による保全

宅地開発等においては、適正な規制・誘導を行いながら、緑の保全に努めます。また、開発と合わせた地区計画の策定を促進するなどにより、緑地の創出や保全に努めていきます。

◆樹木・樹林地等の保全

貴重な樹木や樹林地については、所有者等の協力や理解を得ながら、条例等により景観樹林保護地区や保存樹木への指定を行っていきます。



～オオムラサキ(成願寺)～

②公共公益施設緑地の保全

都市公園や官公庁施設、教育施設など公共公益施設内の緑地については、適切な維持・管理を行い、保全を図ります。また、道路の街路樹や植栽などについても、行政による維持管理とともに、市民との協働・連携による維持管理を促進し、保全に努めます。

③民間施設緑地の保全

社寺境内の樹林地や歴史資源などと一体となった周辺の樹林地などは、特別保全緑地地区の指定、また条例等による景観樹林保護地区などの指定について検討を行い、維持・保全を図るものとします。

まとまった緑地や防災・景観等の観点から重要と考えられる緑地については、所有者の理解と協力を得ながら、市民緑地の指定などについて検討を行い、適切な保全に努めます。

また、大規模な工場内緑地や教育施設内の緑地については、関係機関と連携しながら、維持・保全を促進していきます。

(2) みどりの保全に関する制度運用の考え方

都市内の緑は、都市公園や公共施設などの緑地、山地・農地、河川敷など様々な種類がありますが、それらの多くは民間が所有する緑地となっています。これらの緑地の中には、まちにうるおいや安らぎを与え、都市景観を形成する上で重要なものや、生物多様性に寄与し、多様な動植物の生息・生育の場となっているものが多く存在しています。

これらの緑地の管理や保全については、そのほとんどが土地の所有者に委ねられていることから、場合によっては、貴重な緑地が開発等によって失われてしまうこともあり、その適切な保全や管理に取り組むことが、良好な都市環境を守り、また、次世代に継承する上での重要な課題となっています。

これらの緑の保全については、都市緑地法および都市計画法に基づく、「特別緑地保全地区」や「緑化保全地域」、「保全配慮地区」などの制度を活用し、規制を行うことにより、保全を図ることが効果的であると考えられます。

これらの制度については、現在、松山市では活用を行っていませんが、今後、関係機関との連携、そして、住民の方々の理解と、協働・連携に努めながら、制度の活用について検討を行い、緑の保全に向けた取り組みを進めていきます。

①特別緑地保全地区

都市内の自然的環境を有する緑地のうち、公害や災害の防止に必要な緑地、社寺と一体となって文化的意義を有する緑地、貴重な動植物の生息地や生息地など、特に保全する必要がある緑地については、「特別緑地保全地区」の指定について、調査・検討を行い、緑地の保全を図ります。

◆特別緑地保全地区制度◆

- ・無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有する緑地、神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承もしくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有する緑地、また、風致又は景観が優れている、もしくは動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要がある、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要な緑地を対象として、一定の行為の制限などを行い、現状凍結的に緑地を保全する制度です。

②緑地保全地域

市街地近郊の里山など比較的大規模な緑地のうち、無秩序な市街化や災害の防止のために保全する必要がある緑地や、住民の健全な生活環境を確保するために保全する必要がある緑地については、「緑地保全地域」の指定、また、地区計画の活用について、調査・検討を行い、緑地の保全を図ります。

◆緑地保全地域◆

- ・無秩序な市街化の防止又は公害、もしくは災害の防止のため適正に保全する必要がある緑地、または、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある緑地を対象として、緑地保全計画を策定し、それに従って、建築行為や木竹の伐採などの行為を規制する制度です。

③保全配慮地区

風致景観の保全、自然生態系の保全、自然とのふれあいの場の提供などの観点から重要となる自然的環境に富んだ地区については、「保全配慮地区」の指定について、調査・検討を行い、市民緑地契約の締結や、風致地区の指定、保存樹・保存樹林の指定などの施策を展開し、緑地の保全を図ります。

④風致地区

風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域を対象として、建築行為などを規制する制度です。

松山市では、現在、弁天山や梅津寺、石手寺、星岡地区などの緑を、良好な自然環境を有し、松山らしさに欠かすことのできない景観資源であるとともに、農業生産や防災等に寄与する多機能な緑地空間として、指定を行っています。

これらの地区については、今後も良好な風致を維持していくものとして、指定を継続するとともに、景観保護地区の指定も検討していきます。また、松山らしい風景である斜面緑地など、良好な自然景観を形成している緑地の指定の必要性について、調査・検討を行っています。

現在、指定を行っている風致地区の保全方針を次のように定めます。

名称	面積	現況	保全の方針
梅津寺風致地区	107.8ha	後背の斜面で、クヌギ・コナラ等の二次植生及び果樹園が見受けられる	住宅地に接しているため、良好な景観の維持・保全を図っていくものとする
港山風致地区	9.4ha	臨海部からのアクセントとなる丘陵地でクヌギ・コナラ等の二次植生が見られる	眺望及び自然とのふれあいの場として秩序ある活用を推進しながら、残された緑の保全を図る
大峰台風致地区	19.3ha	市街地からのアクセントとなる丘陵地でクヌギ・コナラ等の二次植生が見られる	松山総合公園の整備を推進するとともに、一定の秩序のもとに現存植生を活用しつつ緑の保全を図る
岩子山風致地区	17.5ha	クヌギ・コナラ等の二次植生や果樹園が見られる	松山総合公園の整備を推進するとともに、一定の秩序のもとに現存植生を活用しつつ緑の保全を図る
城北風致地区	17.5ha	市街地に接しクヌギやコナラ等の二次植生が見られる	城北公園の整備を推進するとともに、一定の秩序のもとに現存植生を活用しつつ緑の保全を図る
石手寺風致地区	20.3ha	市街地に接しクヌギやコナラ等の二次植生が見られる他、石手寺等の周辺の社寺林と相まって歴史性の高い景観を形成	郷土景観を維持する観点から、開発を抑制し、現存植生の保全を図る

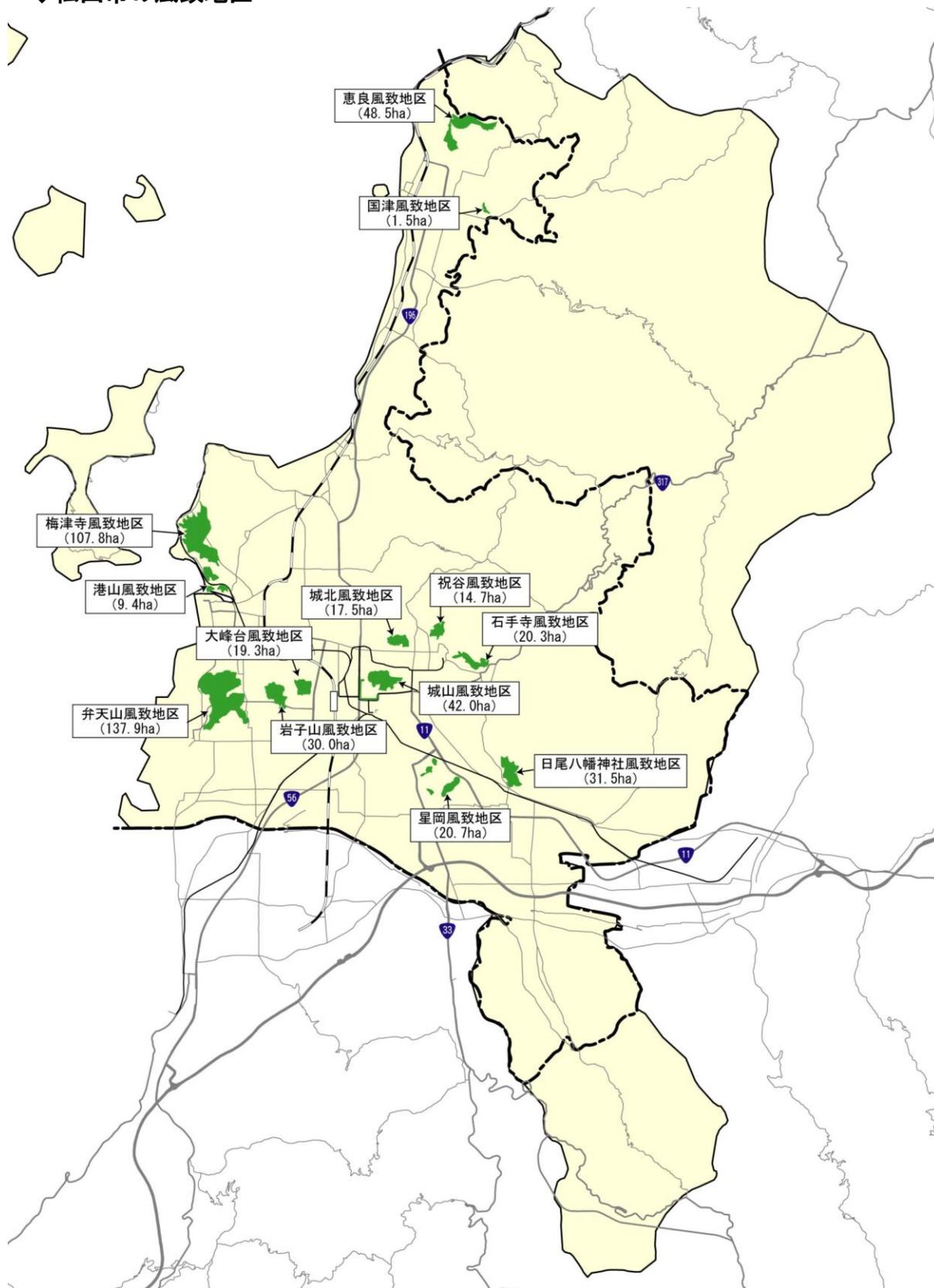
名称	面積	現況	保全の方針
日尾八幡神社 風致地区	31.5ha	市街地に接しクヌギやコナラ等の二次植生が見られる他、周辺の社叢林と相まって歴史性の高い景観が形成されている	郷土景観を維持する観点から、開発を抑制し、現存植生の保全を図る
星岡風致地区	20.7ha	住宅地内で果樹園やクヌギ・コナラ等の二次植生が見受けられる。一部は風致公園の計画地となっている	風致公園の整備を進めるとともに、地域の風致の維持に努める
祝谷風致地区	14.7ha	市街地に張り出しアクセントとなる丘陵地でクヌギ・コナラ等の二次植生が見られる	郷土景観を維持する観点から、開発を抑制し、現存植生の保全を図る
城山風致地区	42.0ha	クヌギ・コナラや桜等の多様な植生が見られ市のシンボルとなっている	郷土のシンボルを維持する観点から、開発を抑制し、現存植生の保全を図る
弁天山風致地区	137.9ha	市街地に接し緩衝緑地としての機能を担っており、クヌギ・コナラ等の二次植生や果樹園が見られる	弁天山緑地の整備を推進するとともに、一定の秩序のもとに現存植生を活用しつつ緑の保全を図る
恵良風致地区	48.5ha	イブキビヤクシンの自然林やエヒメアなど多様な植生が見られる	郷土景観を維持する観点から、開発を抑制し、現存植生の保全を図る
国津風致地区	1.5ha	クス、クロガネモチ、ヒトツバ、クマタケランなどの多様な植生が見られる	郷土景観を維持する観点から、開発を抑制し、現存植生の保全を図る

⑤その他法令によるもの

農用地区域や保安林、国立公園、自然公園区域、また、松山城跡や久米官衙遺跡群など指定文化財に指定されている緑地について、良好な都市環境の維持に寄与する緑地として保全に努めます。

郷土景観の構成や自然環境の保全上その価値が高く、条例等により景観樹林保護地区や保存樹木に指定されている緑地については、土地所有者の協力を得ながら都市景観形成に資する重要な緑地として、指定の必要性を検討し、保全に努めていきます。

◆松山市の風致地区



3-3 みどりの育成に関する施策

これまで、緑のまちづくりについては、行政・市民・企業などの連携・協働により進めてきました。これからは、協働・連携を一層深めるとともに、それぞれの役割分担を明確にしていきながら、市民一人一人が緑の担い手となり、協力し合いながら、取り組みを進めることが重要です。

このため、協働と連携を深める取り組みや、緑は“松山市のたから”であるとの意識の醸成を図りながら、市民が緑の担い手となり、また主役となって、みんなで育むことのできる緑のまちづくりを目指します。

◆みどりの育成における取り組み施策◆

主な取り組み		具体的な取り組み施策
みどりの育成	まちなみ緑化活動の促進	・苗木の育成配布 ・奨励金の交付 ・まちかど、民有地の緑化推進
	緑化意識の普及・啓発活動の推進	・イベント等の開催 ・パンフレットやインターネットを活用した緑に関する情報発信 ・学校等における緑の学習の取り組み
	協働・連携による緑地の維持管理体制づくり	・公園管理協力会制度や松山市パークサポーター制度の充実・拡大 ・市民や企業・行政の協働・連携による維持・管理体制づくり
	緑の支援体制づくり	・緑の指導員の育成 ・ボランティア活動の奨励 ・緑化基金活動の充実 ・緑の市民団体の育成と活動の推進

(1) 市民との協働・連携等の推進

①市民やNPOなどとの協働・連携の推進

緑の保全や緑化の推進、街路樹等の維持管理などについて、市民・NPO・事業者・行政が協働・連携して行うための仕組みづくりや、市民が参画しやすい環境づくりを行い、市民が主体となって取り組むことができる「緑のまちづくり」を推進していきます。

公園の維持管理においては、これまで「公園管理協力会制度」や「松山市パークサポーター制度」などを活用した取り組みを進めてきています。

今後も、これらの活動に対する積極的な支援を行いながら、活動の充実や拡大、市民などの参画の拡大、活動しやすい環境づくりなどの取り組みを推進します。

また、街路樹や植栽、花壇などの維持管理においても、行政と市民等との協働による体制づくりを検討していきます。



■公園管理協力連絡協議会(総会の様子)

◆公園管理協力会◆

- ・街区公園等の公園愛護に協力して円滑な管理運営を図ることを目的として、町内会、PTA、婦人会、老人会、子ども会、愛護班等の地域の方々に結成されたボランティア団体です。
- ・「いつもきれいで気持ちよく」を目標に、公園の清掃、草刈り、樹木(低木)の剪定、芝生の保護育成、遊具その他の施設の日常点検及び小破損の修繕、公園の見回りなど公園の管理運営に関する活動を行っています。



～遊具等の安全点検～

◆パークサポーター制度◆

- ・市民共有の財産である城山公園(堀之内地区)の管理に貢献する清掃、除草、植栽、利用マナー啓発等の活動を行っていただけるボランティア団体を募集しています。
- ・松山市パークサポーターに認定されるには、「堀之内の一定範囲の清掃美化活動や利用マナー啓発活動を行えること」、「年2回以上の活動ができること」、「住民団体、学校、企業等の各種団体であること」の条件を満たすことで、認定されます。
- ・パークサポーターに認定された団体に対しては、松山市は必要なゴミ袋や軍手の提供など活動に対する支援があり、また、1年以上継続して活動された団体には、希望により活動範囲と同等面積の広場を1日限り無料で占有使用することができます。

②緑のまちづくり活動への積極的な支援

市民やNPO、事業者などの緑のまちづくりへの積極的な参加・協力を促進していくために、松山市都市緑化基金を活用し、「緑のまちづくり奨励金制度」などにより、活動に対する積極的な支援を行うとともに、制度の充実や新たな制度の導入などについても検討していきます。

■緑のまちづくり奨励制度による補助の内容

緑化項目	内容等	補助内容
生け垣設置	住宅や事業所の公衆用道路に面した場所に、延長3m以上の生け垣をつくるとき。道路から見える部分の高さが45cm以上で、1m当たり2本以上植えること。	1m当たり3千円で6万円を限度に支給
	ブロック壁を取り壊して、生け垣をつくるときは取壊し費用として支給。	1m当たり3千円までで3万円を限度に支給
庭木の植栽	住宅や事業所の道路に面した場所で、道路から見える所に、高さ2m以上の庭木を植えるとき。	植栽費用の2分の1で2万円を限度に支給
地域での花壇づくり	地域の花づくりのグループが、公衆用道路に隣接し、道路から見える私有地に3平方メートル以上の花壇をつくるとき。	花壇の設置費用の2分の1で、10万円を限度に支給
地域での花壇に花が欲しいとき	3人以上のグループで管理し、公衆用道路から見える3㎡以上の花壇に花の種子を支給。	花の種子を支給
壁面緑化	外部から眺望できる場所（ブロック塀等）につた苗をはわすとき。	1m当たり2本で60本を限度に支給
地域の緑化	町内会等が、集会所用地やちびっこ広場等の私有地広場に地域のシンボルとして樹木を植栽するとき。	10万円を限度に樹木を支給

③住民参加による公園づくり

都市公園は、地域の住民の方が最も身近に感じることのできる緑地空間です。このため、より安全で、利用しやすい公園とするために、公園の再整備や新規整備において、ワークショップを開催し、地域のニーズを共有しながら、住民が主体となった公園づくりを進めていきます。

また、ワークショップの開催等を通じて、市民の公園の維持管理への積極的な参加を促し、協働による公園の管理・運営体制づくりを目指します。



■ワークショップの様子(今在家公園)

④緑化協定・条例等の導入

民有地の緑化や貴重な樹林地等の維持・保全を図るために、緑化協定の締結、法規制や条例の導入、各制度の活用などにより、緑のまちづくりを推進していきます。

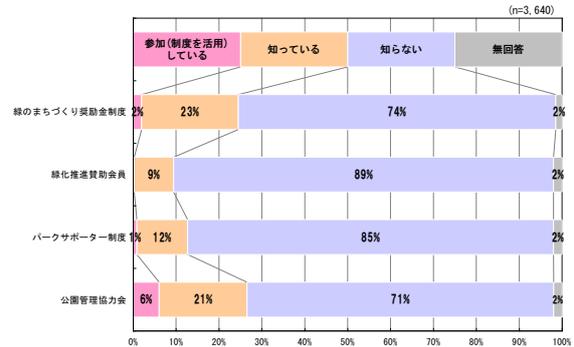
(2) 普及啓発活動と顕彰制度の拡充

① 緑に関する情報発信の充実

緑のまちづくりに関する制度や取り組みはこれまでも行われてきていますが、市民の方の認知度は非常に低いものとなっています。

このため、広報への取り組みの掲載やパンフレットの配布、定期的な刊行物、またインターネットを活用しながら、緑のまちづくりに関する情報発信を積極的に行うとともに、より効果的な情報発信方法等について検討を行い、実践していきます。

◆ 緑の制度に関する認知度



・ 緑に関する各制度については、2割程度の方しか認知されていません。

② 緑とふれあう機会の拡充

様々な人々が緑とふれあい、緑について学ぶことができる場として、「植木まつり」などのイベントを継続的に開催していきます。また、公園・緑地、水辺等を活用した環境教育や体験学習、園芸教室などの機会を設けることにより、緑に関する知識や認識の普及・啓発に努めます。

③ 人材の育成

教育活動の場における環境教育や体験学習を積極的に取り入れることにより、知識の普及に努めるとともに、様々な活動に参加しやすい環境づくりを進め、緑の創出や保全、継承を担う人材の育成に取り組めます。

④ 顕彰制度の充実

各種イベント開催時などにおいて、住宅や商店の生け垣や花壇、工場等の緑地の保全など積極的な緑化活動や、公園や街路樹などの維持管理に関する活動への参加などについて表彰等を行うなど、緑のまちづくりへの参加意識の向上を図ります。